

## 出産育児一時金の増額と支給方法の変更

行田市国民健康保険に加入の方が平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産された場合、出産育児一時金がこれまでの38万円から42万円に増額されます。また、支給方法がこれまでの被保険者への支給から医療機関へ直接支払う方法に変更となります(医療機関の請求額が支給額より低い場合は差額を被保険者の方へ支給)。

詳しくは保険年金課へ問い合わせください。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線273・272・271)

## 女性の再就職を応援します

### 再就職セミナー

結婚・出産・子育てなどの理由により、仕事から離れていた方を対象に、就職活動につながるよう基礎知識を実践的に学ぶ再就職セミナーを開催します。1回のみ参加も可能です。

| 回 | 日時                    | 内容   |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 11月27日(金)<br>午前10時～正午 | 自己分析セミナー<br>自己分析を行って、適正や強みを発見しながら再就職に向けて準備を行う。               |
| 2 | 12月2日(水)<br>午前10時～正午  | 応募書類作成セミナー<br>実際に記入した履歴書や職務経歴書などをチェックしながら、応募書類作成のポイントを身につける。 |
| 3 | 12月4日(金)<br>午前10時～正午  | 面接対策セミナー<br>グループでの模擬面接を通じ、面接で押さえておくべきポイントを身につける。             |

▶定員 各回20人(先着順)

### お仕事相談 (キャリアカウンセリング)

「子育てが一段落したら働きたいけれど、どうしたらよいかしら」「家庭と仕事を両立できるのか心配だわ」などの悩みを抱えて、再就職への一歩が踏み出せない。そんなことはありませんか。条件が整えばもう一度仕事をしたいと考えている女性を対象に、仕事相談会を実施します。

▶日時 11月27日(金)、12月2日(水)・4日(金)  
午後1時15分～2時、午後2時15分～3時、  
午後3時15分～4時

▶内容 キャリアカウンセリング(一人45分)

▶定員 各日3人(先着順)

両事業とも

▶場所 VIVAぎょうだ

▶対象 働く意欲のある女性

▶費用 無料

▶その他 埼玉県女性キャリアセンターとの共催です。セミナーと相談会、両方を申し込むことも可能です。ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)は、申し込み時に承ります。

▶申し込み・問い合わせ 10月21日(水)～11月13日(金)(市外在住の方は11月1日(日)から)に、電話または直接 VIVAぎょうだ ☎556-9301

## 平成22年度

### 私立幼稚園入園児を募集します

私立幼稚園は、それぞれの園において特色ある保育内容と子どもの年齢に合わせたカリキュラムを用意しています。市内の幼稚園に入園を希望される方は下記幼稚園に直接問い合わせください。

なお、未就園児を対象とした体験保育や園庭解放なども行っており、見学も可能です。

▶案内配布 10月15日(木)から

▶願書受付 11月1日(日)から

| 園名       | 住所         | 電話番号     |
|----------|------------|----------|
| 老本幼稚園    | 旭町16-38    | 553-2771 |
| 行田幼稚園    | 富士見町2-27-5 | 554-5169 |
| 富士見ヶ丘幼稚園 | 駒形1-9-7    | 556-7494 |
| ホザナ幼稚園   | 本丸11-20    | 555-2301 |
| まつたけ幼稚園  | 門井町2-19-9  | 554-7348 |
| 南河原幼稚園   | 南河原777-2   | 557-0234 |
| やごう幼稚園   | 谷郷2-5-1    | 554-5752 |
| やなぎ幼稚園   | 渡柳563-3    | 559-1001 |

○2年保育 平成17年4月2日～18年4月1日生まれのお子さん

○3年保育 平成18年4月2日～19年4月1日生まれのお子さん

○4年保育 平成19年4月2日～20年4月1日生まれのお子さん

(4年保育の募集人員など詳細は各園に問い合わせください)

※所得金額に応じて就園奨励費が支給され、保育料などが減免される制度があります。詳細は平成22年6月以降に幼稚園を通じてお知らせします。

※長時間保育や夏休み中の預かり保育などの制度もあります。

▶問い合わせ 行田私立幼稚園連盟(まつたけ幼稚園)

☎554-7348

### 母子家庭高等技能訓練促進費の 支給期間などが変わりました

市では、母子家庭の母親が、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関で修業する場合、母子家庭高等技能訓練促進費を支給しています。

このたび母子及び寡婦福祉法施行令の一部が改正され、訓練促進費の支給期間などが次のとおり改正されました。

なお今後、資格の取得を希望される方は、必ず受講開始前にご相談ください。

▶支給期間

【改正前】

受講期間の2分の1の期間  
で後半の期間(上限18カ月)



【改正後】

受講期間の全期間

▶支給額(月額)

【改正前】

○市町村民税非課税世帯 103,000円  
○市町村民税課税世帯 51,500円



【改正後】

141,000円  
70,500円

▶その他 対象者および対象資格はこれまで通りです。既に受講されている方は、必ず子育て支援課にご連絡ください。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)